

V その他留意事項

1 建設業許可申請の電子申請システム（JCIP）について

令和5年1月より、**建設業許可・経営事項審査電子申請システム**（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）による電子申請の受付を行っております。

電子申請システムの詳細は、国土交通省ホームページにてご確認くださいことができます。

（1）電子申請システムの手続きの対象範囲

- ・各種許可申請（新規・許可換え新規・業種追加・般特新規・更新）
※事業譲渡、合併・分割、相続に係る認可申請については、電子申請システムをお使いいただけません。
- ・変更届出書（様式第22号の2）
- ・事業年度終了に係る変更届出書
- ・届出書（様式第22号の3）、廃業届（様式第22号の4）

（2）電子申請システムを利用するにあたって

電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が提供している **gBizID プライム**（ジー・ビズ・アイディー プライム）のアカウントを事前に取得することが必要です。

行政書士等が申請を代理する場合には、申請人（許可を受けようとする法人・個人）と代理人の双方がgBizID プライムアカウントを取得し、電子申請システム内で申請の委任・受任関係を登録する必要がありますので、ご注意ください。

gBizID については、デジタル庁 gBizID 公式ホームページをご確認ください。

（URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>）

（3）その他電子申請における注意点

- ・許可通知書は、従来とおりの書面による通知に限られますので、予めご了承ください。
- ・審査手数料の納入は、Pay-easy（ペイジー）による納入に限られます。
- ・システムの操作方法に関しましては、国土交通省が設置するヘルプデスクにお問い合わせください。
【メール】JCIP お問い合わせフォームから所定の項目を入力して送信してください。
【電話】0570-033-730（ナビダイヤル）
※都道府県では操作方法に関する個別のご案内はいたしかねます。

2 建設業許可証明（確認）書について

現在建設業許可を有する者で、許可内容の証明が必要になった場合、ご請求の上で建設業許可証明（確認）書の交付を受けることができます。

建設業許可証明書の交付を受けることができるのは、栃木県知事の建設業許可を受けている者に限られます。国土交通大臣の建設業許可を受けている者については、建設業許可**確認書**を発行します。

（1）証明（確認）書に記載される内容

下記の項目が、請求があった時点での内容にて記載されます。

- ・主たる営業所の所在地

- ・商号または名称
- ・代表者氏名
- ・許可年月日
- ・許可番号
- ・許可を受けている建設工事の種類

(2) 手数料

1 通あたり 420 円の手数料を、栃木県収入証紙により納付します。

栃木県収入証紙の購入については、会計局会計管理課のウェブサイトをご確認ください。

(URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/kaikeika.html>)

(3) 請求手続き

郵送、または持参にてご請求することができます。

建設業許可証明（確認）書の交付願その他詳細については、栃木県ホームページをご確認ください。

(URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/kyokashoumeisyo.html>)

3 許可申請書等の閲覧について

建設業法 第 13 条規定に基づき、現在有効な建設業許可を受けている建設業者が提出した許可申請書等を閲覧に供するための閲覧所を下記のとおり設置しています。

建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供することが、この閲覧制度の目的です。

閲覧場所

宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁本館 2 階 県民プラザ「建設関連資料閲覧コーナー」

閲覧時間

平日（閉庁日、祝日を除く）午前 9 時～午後 5 時

閲覧資料

- ・建設業許可申請・届出書等（栃木県知事許可業者のみ）
- ・経営事項審査結果通知書（栃木県知事許可業者に関するもの）
- ・入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に関するもの）

4 許可換えについて

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合には、新たな許可行政庁から新たな建設業の許可を受けることが必要です。この場合、従前に受けていた建設業の許可の効力は、新たな許可を受けたときに失います。

なお、許可換えが必要となるのは、次の場合です。

許可換えの区分	事 由
知事許可から大臣許可へ	知事許可を受けた者が、二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき。
A 知事許可から B 知事許可へ*1	A 都道府県知事の許可を受けた者が A 都道府県の区域内の全ての営業所を廃止して、B 都道府県の区域内にのみ営業所を設置することとなったとき。
大臣許可から知事許可へ	大臣許可を受けた者が、一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなったとき。

* 1) 栃木県以外の知事の許可を受けた者が、栃木県知事許可の申請する際は、従前の許可書の写しを添付してください。

5 組織変更による届出等について

組織変更の場合は、会社法で定める会社（株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社）間での組織変更については変更届出書を提出することになります。

しかし、個人事業者から法人組織に移行する場合（**法人成り**）又は法人組織から個人事業者に移行する場合（**個人成り**）は、事業承継を行う場合を除き、新規の許可申請が必要となります。

6 浄化槽法に基づく届出について

土木工事業・建築工事業・管工事業の許可を受けて、浄化槽工事業を営む場合には、浄化槽法に基づく届出（**特例浄化槽工事業者の届出**）が必要となります。

上記許可を受けて浄化槽工事業の届出を行っている者は、許可の更新を行った際には「**特例浄化槽工事業者記載事項変更届出書**」を別途提出する必要がありますので、ご注意ください。

なお、上記以外の場合で、浄化槽工事業を営む場合には、浄化槽法に基づく登録が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

○栃木県県土整備部 監理課 建設業担当（TEL 028-623-2390）

または、栃木県公式ホームページ

7 電気工事業法に基づく届出について

建設業の許可（電気工事に限らず、すべての建設工事の種類）を受けて、電気工事業を営む場合には、電気工事業法に基づく届出等が必要となります。

なお、建設業の許可を受けずに電気工事業を営む場合は、電気工事業法に基づく登録等が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

○栃木県産業労働観光部 工業振興課 保安担当（TEL 028-623-3196）

または、栃木県公式ホームページ